東洋史研究

秦漢における徭役の諸形態

はじめに
一　徭役の諸形態
二　更徭について
(一)　更徭の就役方式
(二)　更徭の賦課對象
(三)　更徭の運營とその變化
(四)　更徭の性格
三　中央的徭役と雜役について
(一)　中央的徭役
(二)　雜役
おわりに

重近啓樹

第四十九卷　第三號　平成二年十二月發行

はじめに

秦漢期の徭役（力役）が、當時の民衆の負擔體系中において重要な位置を占めるものであったことは、改めて言うまでもないことであろう。當時の徭役制度の解明は、わが國では濱口重國氏の一連の古典的研究(1)によりその基礎が据えられたが、その後、諸先學の幾多の研究により制度や運營の實態に關する理解が深められ、又、近年における新出土史料の增加は、徭役研究にも大きな發展をもたらしている(2)。

本稿ではこうした諸成果によりながら、改めて徭役をめぐる諸問題を檢討するが、その際、やはり濱口說が議論の前提となるので、次に本稿に必要な限りでその概要を記しておこう。

濱口氏はまず、漢代の徭役制度に關する曹魏の如淳說（『漢書』卷七昭帝紀、元鳳四年正月條注引）は誤りであり、後漢の服虔說や漢律の注釋書である律說（いずれも後述）によるべきであることを論證した上で、(1)漢代では兵籍に在る者（傅籍された者）を除く一般庶民に對し、每歲一箇月宛、更卒と爲る義務を課した。但し、前漢初期は數年目每に五箇月宛の就役と定めていた。(2)更卒の役は原則上、各自在貫の縣內における土木事業等に勞力を提供する地方的徭役であり、後の唐代の「雜徭」に比すべきものである。(3)更卒の當番者が就番するを踐更、免番するを過更と言い、免番者からは一箇月三百錢の實役代償金（更賦・過更錢）を徵收した。漢代の社會情勢の進展に伴い、官は次第に民に實役を強制するより、寧ろ更賦・過更錢を徵收し、其の金で自由に必要な人を傭う傾向が強まり、遲くとも後漢の順帝頃にはそうした傾向が一般化した。(4)秦漢時代には唐代の「役」（正役・歲役）に該當する中央的徭役義務は存在しない。中央の將作大匠の管轄する宮室・陵園等の土木工事には主に刑徒が用いられ、庶民を徵發する場合もあったが、それは臨時的性質のものであった。等の點を指摘されたのである。

本稿では戰國秦～漢代の「更卒の役」（更徭）をはじめとする諸徭役の形態區分とその性格の解明を中心的課題とした

い。卽ち當時、地方・中央において各種の徭役が徵發されているのであるが、如何なる種類の徭役が如何なる內容の勞役に充てられたか、史書の記述では判然としない場合が少なくない。そこで當時の徭役體系とその變化を全體的に檢討するためには、基礎的作業として、諸徭役の形態區分と各々の性格を理解しておく必要があるのである。

なお、漢代の史料用語としての「徭役」「力役」の語はいずれも力役（勞役）、兵役を含めた廣い意味で用いられている(3)が、後述のように、戰國秦の律では更卒等の徭役に關する內容は「徭律」に規定されており、この律名は漢代にも繼承されている(4)。そこで本稿では、兵役と區別される無償勞役を意味するものとして、「徭役」の語を用いておきたい。

一　徭役の諸形態

從來、漢制から類推されていた戰國・統一期の秦における徭役制度・實態が、近年の睡虎地秦墓竹簡（以下、秦簡と略稱）の出土により、ある程度具體的に捉えられるようになった。この中で、徭役に關するまとまった規定は「繇（徭）律」にみられる。殘された條文は一條のみであるが長文であり、多樣な內容を含んでいる。まずこれを手がかりに檢討をはじめてゆきたい。內容により段落を區切って、次に揭げよう。

(A)　御中の發徵に（「御中發徵」）、乏きて行らざれば、貲二甲。期を失うこと三日より五日に到らば、誶。六日より旬に到らば、貲一盾。旬を過ぐれば、貲一甲。その得るや、及ぎ詣せ。水雨あらば興を除け。

(B)　徒を興し以て邑中の紅（功）を爲すには、堵を結（繕）たしむること卒歲（一年間）とせよ。未だ卒わら（卒歲なら）ずして堵壞れたらば、司空（縣司空）の紅（功）を將いし者及び君子（署君子）の堵を主どりし者、罪有り。その徒をして復た之れに垣つくらしむるも、計えて繇（徭）と爲す勿かれ。

(C)　●縣の葆てる禁苑・公馬牛苑に、徒を興し以て斬（塹）・垣・離（籬）散（繖）つくり及び之れを補繕すれば、輒ち以て苑吏に效し、苑吏之れを循（巡）れ。未だ卒歲ならずして壞陕（決）する或らば、縣をして復た徒を興して之れを爲（作）らしむるも、計えて繇（徭）と爲

す勿かれ。卒歲にして(決)陕壞する或らば、三堵を過ぐるより以上は、縣の葆者之れを補繕せよ。三堵以下、及び未だ卒歲に盈たずと雖も道を盜(決)陕して出入するもの或らば、苑をして輒ち自ら之れを補繕せしめよ。縣、葆つ所の禁苑の、山に傳(ちか)きも、山に遠きも、其(も)し土惡しくして雨に能えず、夏に壞るるもの有らば、稍(やや)補繕すること勿く、秋の雨毋(無)き時に至りて、縣(倫)を以て之れを爲せ。

(D) 其(も)し（禁苑等が）田に近く、恐るらくは獸及び馬牛の出でて稼を食わんものは、縣嗇夫、田をその旁に有つ者を材り興し、貴賤と無く、田の少多を以て人を出し、以て之れに垣つくり繕わしむるも、縣(倫)と爲すを得ず。

(E) 縣、敢えて擅に公舍・官府及び廷を壞更すること毋れ。其(も)し壞更せんと欲する有るや、必ず之れを獻(た)え。城旦舂を以て公舍・官府を益し爲り及び之れを補繕せんと欲するは、之れを爲すも獻う勿かれ。

(F) 縣、恆事を爲し及び濿いて爲す有るや、吏、攻(功)を程(はか)り、贏員及び減員二日より以上は「不察」と爲す。上の興す所、其(も)し攻(功)を程りて當たらざれば、縣の如くして然れ。攻(功)を度るには必ず司空と匠とをして之れを度らしめ、獨り匠のみならしむる毋れ。其(も)し「不審」ならば、律を以て度る者を論じ、その實を以て縣(倫)徒の計を爲せ。縣(倫)律（一八二～一九一簡、七六・七頁）(5)

次に内容を概観してみよう。

まず(A)は「御中發徵」にあたっての規定である。これは『睡虎地秦墓竹簡』（平裝本）注釋（以下、注釋と略稱）の指摘のように、地方官吏（縣）が朝廷のために徭役を徵發する際の規定である。卽ちこの徭役は前述の濱口說(4)で指摘された、中央政府がその必要に應じ民を徵發する中央的徭役であると考えられる。かかる中央的徭役は濱口氏の指摘のように臨時的性格のものであり、秦簡を含め、秦漢の諸記錄に民の基本的負擔の一つとしての恆常的な中央的徭役義務の存在を見いだすことができない。(A)の内容は縣がその徵發を怠り缺いた場合、及び差遣が指定の期日に遲れた場合における、責任者の各々の罰則を規定したものである。(6)

次の(B)(C)は縣内において就役する徭役に關する規定であり、縣の長官（縣嗇夫・縣令）の權限において徵發されるものであったと考えられる。この徭役は文中「計えて徭と爲す勿かれ」（正規の徭役日數に算入しない）とあるように、民の基本的負擔の一つとして本來、固定的な就役義務日數が定められているもので(7)、詳細は後述するが、これが漢代の更卒の役（更徭）にあたるものと考えられる（以下、便宜上、この徭役を更徭と稱しておく）。

(B)は縣が徒（漢代でいう更卒）を徵發して邑中の勞役を行う際の規定である。「邑中の功」とはこの場合、縣城における堵（墻垣）の修築工事が具體例として示されているようであるが、こうした表現は後世においても例えば、後漢の光武帝期に帝が「詔復其（王良の）子孫邑中徭役」（『後漢書』列傳一七王良傳）とあり、桓帝期の魯國相、韓敕の事蹟を記す碑に「復顏氏幷官氏邑中繇發、以尊孔心」（『隸釋』卷一魯相韓敕造孔廟禮器碑）などとみえており、これらは廣く、縣內における徭役の意に解してよいであろう。

(C)は縣が造成・維持責任を負う、中央官府所屬の禁苑・公馬牛苑(8)の塹壕・墻垣等について、徒（更卒）を徵發して工事を行う際の規定であり、それをめぐっての縣吏と苑吏の責任分擔などが規定されている。

次に(D)は縣嗇夫が、苑の近邊に田を所有する者を對象として、必要に應じて徵發し、苑の墻垣の造成・補繕にあたらせる規定であるが、その徵發方式は貴賤に關わらず田の多少に應ずるものであるという。これは「徭と爲すを得ず」とあるように、(B)(C)に規定される更徭とは異なる、別箇の種類の徭役である。この徭役は徵發權が縣嗇夫に屬する點において更徭と共通するが、臨時的性格を持つ點、及び徵發方式の點において更徭と異なる形態がとられている。本稿ではかかる更徭の枠外とされる地方的徭役を、雜多な徭役という意味で、假に「雜役」と稱しておきたい。

以上の(A)～(D)の諸規定が諸種の徭役形態についての基本的內容を含むものであるとすれば、次の(E)(F)はその補足的內容のものである。

まず(E)は、縣が縣廷や附屬建築物の改築など、臨時の大規模工事を行う場合は、上級官廳に上申し許可を得る必要があ

るが、縣に所屬する奴隷的刑徒である城旦舂を使役して增・修築する場合は、その必要はないという。ここで上申を要する臨時の徭役には、次の(F)にみえる「徭徒」即ち更徭賦課對象たる成年男子の徵發が豫定されている。こうした縣により賦課される臨時の大規模徭役が秦簡、法律答問に「可(何)謂逵卒●有大(太)(泰)傜而曹闢相趣、是謂逵卒」（五六九簡、二三七頁）とあり、又『史記』卷七項羽本紀に「每吳（吳縣）中有大(太)(泰)傜役及喪、項梁常爲主辦」とある「大徭」「大傜役」にあたるものではなかったかとおもう。後述するように、漢代において更徭は「小傜」とも呼ばれ、主に定期的な諸勞役の分野に充てられるものであった。しかしその就役方式は、大量の勞働力の集中を要する臨時の大規模工事には適合的でなかったと考えられるのであり、そうした場合には「大徭役」が興されたのではあるまいか。大徭役と更徭は雙方共、縣によって徵發され、賦課對象が一致していることから、大徭役は更徭義務に代わるものとしての、即ち更徭の變役的性格を持つものであることが推定される。

最後の(F)は縣が「恆事」（更徭による定期的・恆常的工事）、或いは上申し許可を得て行う臨時工事（「大徭役」）に際しての工事作業日數の見積もりに關する規定であり、「上の興す所」（中央政府による臨時の徭役徵發）の場合も見積もりを誤まった時は、縣の場合と同樣に處罰するという。

以上が徭律の概要であるが、ここでまず指摘できるのは、當時の徭役に、(1)中央的徭役（臨時的）、(2)民の基本的負擔義務としての更徭、(3)更徭の枠外とされる雜役（臨時的）、という三種類の徭役形態上の區別が認められることであり、更に(4)更徭の變役と推定される「大徭役」も附け加えることができよう。

各種徭役をめぐる問題點や性格については後に檢討することとし、次に各種徭役の相違點をまとめておこう。まず中央的徭役と更徭の區別を徵發權の所在、及びそれと關連する、就役の場という面から比較檢討してみよう。

まず更徭であるが、その徵發權は縣にあった。この點、徭律(E)(F)から知られるように、縣が更徭による「恆事」を爲すにあたっては、上級官廳への上申・許可を要せず、縣の權限とされているのであるから、更徭の徵發權が縣に屬したこと

は明らかなのである。又、それと表裏の關係で、就役の場は縣内であったと考えられる。

一方、中央的徭役については徭律(A)に「御中の發徴」とあり、(F)に「上の興す所」とある。(F)の「上」とはこの場合、秦簡、效律に「上、節(即)し委輸を發するに（朝廷が臨時に物資運搬の徭役を徴發する際に）、百姓、縣に之きて就(徙)い及び移輸する者或(あ)らば、律を以て之れを論ず」（三一七簡、一二三頁）とあると同樣、朝廷（中央政府）の意に解してよいであろう。即ち中央的徭役の徴發權は中央政府にあり、最終的には王（統一後は皇帝）の裁可・命令によって徴發が行われるものと推定される。

次に就役の場についてみてみよう。中央的徭役は秦簡、工律にみえる、徒を徴發しての「邦中の繇(徭)」（一六八簡、七〇頁）とあるのがそれにあたる(9)であろう。これは徭律(B)の更卒による「邑中の功」と對になる語であり、直接には注釋に指摘するように「國中」（秦の首都）における勞役を指すものであろうが、必ずしも首都のみに限定する必要はなく、廣く秦國内（秦固有の領土である關中か(10)）での各種勞役を意味すると考えてよいとおもわれる。ともあれ、かかる中央的徭役と更徭の區別は、就役の場が縣の範圍を超えるものであるか否か、という點にあると推定される。

以上を要約すると、臨時的な中央的徭役は中央政府により管轄・徴發され、就役の場は縣の範圍を超える地點であったこと、他方、更徭は縣により管轄・徴發され、縣内において主に定期的勞役にあてられるものであった、ということになる。

そして中央的徭役も、中央の命令は縣に下達され、縣を單位として徴發・編成さらに送遣が行われるものであることが、前揭の徭律(A)、及び效律の、委輸の役に關する條などから知られる(11)のである。

次に、縣により徴發される更徭と雜役の區別の根據について檢討しておこう。

徭律(D)にみえる雜役についてまず指摘できるのは、それが臨時的性格のものであることである。そしてこの徭役が更徭の枠外におかれているのは、それが比較的小規模で且つ受益者の範圍が限定された私的勞役と國家によって認定されたた

めではあるまいか。卽ち雜役は、更徭が主に定期的勞役にあてられるのに對し、臨時に比較的小規模な徭役の必要が生じた際に徵發されるものであり、その點で更徭を補完する性格を持つものと考えられる。しかし、更徭の枠外にかかる徭役を設定したことは、地方官の運用次第で、恣意的役使に陷る可能性をも持つものであったといわねばならない。

以上、秦簡を素材として、戰國・統一期の秦における各種の徭役形態と各々の基本的性格について檢討を加えてみた。私見ではかかる徭役の諸形態は漢代においても基本的に繼承されていると推定している。そこで次に漢代まで視野を廣げ、各種徭役をめぐる問題點及びその變化等について檢討してみたい。

秦漢における各種徭役の中で、徭役制度の根幹をなしたのは濱口氏の解明したように、民の基本的負擔の一つとしての更卒の役（更徭）である。それ故、本稿では主に更徭をめぐる諸問題について檢討し、次にそれとの比較でその他の各種徭役に言及したいとおもう。

二　更徭について

中央政府や縣により徵發される徭役の服役者は、秦簡では前述のように「徒」と稱されていた。前章ではこのうち縣の徵發する恆常的徭役及び服役者を假に漢代同樣、「更徭」及び「更卒」と稱しておいたが、まずこの點について說明を加えておこう。

秦簡の時代においても恆常的な徭役に服する者は、縣內において「更」（輪番交代）という就役方式をとっていたことが指摘されている。(12) 卽ち秦簡、廄苑律に縣の廄において飼育される田牛（耕牛）の飼育評價を規定して、「最ならば、…（皂）…皁たる者は一更を除き（一回分の更徭就役を免除し）、牛長に日三旬を賜う。」（八〇簡、三〇頁）とある。文中の「皂者」とは田牛の飼育にあたる服役者で、同じく廄苑律に「吏主者、徒食牛者及令・丞皆有罪。」（八七簡、三三頁）とある「徒の牛を食う者」にあたるであろう。そうだとすれば當時、皂者のみでなく、縣內で恆常的徭役に服する「徒」は一般に

「更」という就役形態をとっていたことが推定されるのであり、漢代ではこうした服役者が「更卒」と稱されるのである。

この更卒の役は漢代において、例えば「庶民農工商賈……而更徭租賦出其中。」（『史記』巻一二九貨殖列傳）とあり「又修起學官於成都市中、招下縣子弟以爲學官弟子、爲除更繇。」（『漢書』巻八九文翁傳）、「文學曰……加之以口賦更繇之役、率一人之作、中分其功。」（『鹽鐵論』未通篇）などの例にみられるように、一般に「更徭」とよばれたのであり、それは田租、算賦と並んで、民の基本的負擔を構成するものであった。それ故、本稿では便宜上、戰國秦の時期をも含めて「更卒」「更徭」の語を用いておきたい。

次に戰國、秦漢における更徭に關する諸問題について檢討する前に、從來より知られていた、更徭の基本史料を擧げておこう。なおその中で、濱口氏の指摘のように如淳說はとるべきでないであろう。まず『史記』巻一〇六吳王濞列傳「卒踐更、輒與平賈」の集解に引く服虔の漢書音義（『漢書音訓』）に

當に更卒と爲るべきを以て、錢三百文を出す、之れを過更と謂う。自ら行きて卒と爲る、之れを踐更と謂う。

とあり、『漢書』巻二四上食貨志の、武帝に對する董仲舒の上言[13]に

秦に至りては則ち然らず……又加うるに月に更卒と爲し、已にして復た正と爲すこと一歲、屯戍一歲、力役は古に三十倍す。……漢興り、循いて未だ改めず。

とあり、この顔師古注に

更卒とは、郡縣に給すること一月にして更わる者を謂うなり。

とある。次に『漢書』巻七昭帝紀、元鳳四年正月條「三年以前逋更賦未入者、皆勿收。」の如淳注引、律說（漢律の注釋書）に

卒の踐更とは、居なり、縣中に居更すること五月にして乃ち更わるなり。後、尉律に從い、卒、踐更すること一月に

して、休むこと十一月なり。

とある。又、後漢の制については『論衡』卷一二謝短篇に

一業に民をして居更一月ならしむるは、何にか據れる。年二十三にして儒(傅)し、十五にして賦し、七歲にして頭錢二十三なるは、何にか緣れる。

とある。まず更徭の就役方式から検討してみよう。

(一) 更徭の就役方式

秦簡では更徭の義務日數など詳細は明らかでなかった。そこで次に秦漢代を含めて、義務日數の面から検討してみよう。

濱口氏は前掲、律說にいう舊來の規定（五箇月間連續就役）や董仲舒の上言を「又、月を加えて更卒と爲る」と解した上で、前述のように漢初期には數年目毎に五箇月間就番する方式（舊制）がとられ、それが遲くとも武帝初期迄には毎歲一箇月宛の就番（新制）と改正されていたであろうことを指摘したのである。

これに對し最近の中國での研究では、董仲舒の上言を「月に更卒と爲し」（毎年一箇月、更卒とする）と解し、これが上言の內容どおり戰國秦から漢代まで繼承されたと解する說が有力である。しかし、この說では律說にいう舊制についての檢討が未だ充分でない。

そこで改めて律說について檢討したいのであるが、律說にいう舊制と新制とがその負擔の輕重において著しく異なったとは思われない。それ故、濱口說以降の研究においても、舊制では概ね五年毎に一回就役、卽ち年平均では新制と同樣、一年一箇月の就役であったであろうと推定されている。

それでは、かかる舊制による就役方式は秦・漢初の何時の時點においてとられていたであろうか。この點につき、平中

苓次氏[18]、西田太一郎氏[19]は『漢書』巻六四下賈捐之傳に、元帝期の賈捐之が文帝の善政を讃えて「孝文皇帝に至りては……民の賦は四十、丁男は三年にして一たび事う。」（如淳注「常賦歳百二十、歳一事。時天下民多、故出賦四十、三歳而一事。」）とあることから、文帝期以前において既に毎年一箇月の更卒義務が常制となっており、それが文帝のとき「三年にして一事」に緩和されたものであることを指摘していた。この文中の「事」とは徭役の意[20]で、この場合、恆常的に賦課される徭役であるから、更徭の意とみてよい。

それでは次に文帝期以前においてはいかがであろうか。漢初の記事をみると、『漢書』巻一下高帝紀、七年條に「春……民、子を産めるは、復して事う勿きこと二歳とす。」とある。即ち出産した妻の夫に對し二年閒の徭役免除の特典を與えて出産を奨勵したのである。ここで「歳」を單位として二年閒の徭役が免除されているのは、當時、五年毎に一回就役という方式ではなく、毎年の就役を前提にしたものと考えられるのであり、その就役期閒は一箇月と解するのが自然であろう。即ちこれによれば漢初の高祖期においても毎年一箇月の就役義務が常制であったとみられるのであるが、この高帝紀の記事は、漢帝國が成立して閒もない時點でのものであるから、この制は秦制を踏襲したものである可能性が高い。そこで次に秦制についてみてみよう。

秦簡、除吏律に

駕騶、除せらるること四歳にして、駕御する能わざれば、教者を貲すること一盾。免じて、四歳の繇戍（徭）を賞（償）わしむ。

（三三一簡、一二八頁）

とある。この規定では駕騶（戰車の車士の統率にあたる軍吏）が、任命されて四年閒經過しても戰車をうまく操ることができない場合、駕騶本人については免職とした上、軍吏であった閒免除されていた、一般民として服すべき四年閒分の徭戍義務を償わせる、という。この「徭戍」の語は從來、一般に、『漢書』巻七昭帝紀、元鳳四年條の如淳注に、漢律の「繇戍」を說明して戍邊義務の意とする解釋に從って理解されてきた。しかし、秦簡にみえる「徭戍」の語は戍邊義務とは異

なる意のようである。既に指摘されているように、秦簡では徭役徴發に關する「徭律」と兵役徴發に關する「戍律」とが區別されており[21]、「徭戍」とは「徭と戍」[22]の意に解するのが妥當であろう。前掲、除吏律の規定はそれ故「四年閒分の徭役と兵役（軍役）」[23]の意に解される。ここで徭役（更徭）についていえば、五年毎の就役ではなく、「歲」を單位として、卽ち毎年賦課されるものであったと解するのが自然であり、義務日數はやはり一箇月閒であったと推定される。

このようにみてくると律說にいう、五箇月閒の就役の後、交代する舊制については、それが何時の時期についてのものであるか、判然としないのである。それ故、それは實施されたとしても漢初期の短期閒に止まったとみるべきであろう。そして戰國秦以後、兩漢を通じて毎年一箇月の就役が、更徭の一般的な就役方式であったと考えられる。そこで、前掲した董仲舒の上言の更卒に關する部分も「加うるに月に更卒と爲し」と解するのが妥當であり、かかる秦制が、上言に述べるように漢に繼承されたのである。

以上、更徭の義務日數の面から檢討したが、次に更徭の勞役內容、徴發時期の面よりする檢討を行っておきたい。

從來、常識的に徭役徴發は原則として農閑期（冬期三ヶ月を中心とする）に行うべきものとされていた[24]、と解されることが多かった。そこで次に更徭の徴發時期について檢討してみたいのであるが、そのためにはまず、秦漢において更徭が如何なる勞役內容に充てられていたかをみておく必要がある。この點について戰國秦における狀況からみてみよう。

秦簡にみえる更徭は、一般民についていえば、前掲の徭律、廐苑律の規定にみられるように、縣內において(1)縣城などにおける堵（墻垣）及び禁苑等の塹壕・墻垣・籬藩の定期的な築造・補繕、(2)縣の廐の皂者（牛馬の飼育者）、などの勞役に充てられていた。さらに更徭の變役としての臨時の大徭役によって縣廷や附屬建築物の改築などが行われていた。これらは概ね國家支配を維持してゆく上で必要な勞役としての側面（徭役の階級的側面）を持つものである。一方、民の生活・再生產に密接に關わる勞役（徭役の「共同體」的側面）がある[25]。そのような勞役として次に、四川省青川縣出土（一九七九年）の木牘に記された戰國秦の武王二年制定の田律[26]（或いは爲田律）をみてみよう。この田律は前半の土地區劃規定と後半の

道・橋・堤防等の維持補修規定から成るが、この後半部分を擧げると

秋八月を以て、封埒を脩め、彊畔を正し、及び千百の大草を發る。九月、大いに道及び阪險なるを除す。十月、橋を爲り、波隄を脩め、津梁を利し、草離を鮮る。除道の時に非ざるも陷敗して行くべからざる有れば、輒ち之れを爲せ。

とあり、秋八・九月、冬十月における勞役内容が指示されている。これは律の規定によって毎年定期的に賦課される勞役であり、縣が徴發・編成する更徭によるものと考えられる。後漢の鄭玄が『禮記』王制の「古者……用民之力、歲不過三日」の注において「宮室、城郭、通渠を治む」の例を擧げ、『周禮』地官均人の條の「均人民牛馬車輦之力政」の注に「力征とは、人民則ち城郭、涂巷、溝渠を治め、……」と述べているのは、古來、城郭、道路、溝渠の定期的な維持補修が、民の恆常的な勞役内容として最も一般的なものと認識されていたからであろう。

田律にみえる徭役徴發の時期については、それが『呂氏春秋』十二紀、『禮記』月令等の記述に通ずるところがあることが指摘されている(27)。『禮記』月令(『呂氏春秋』十二紀、『淮南子』時則訓もほぼ同文)では、隄防・溝瀆・道路・宮室・城郭等の維持・修築を季春(三月)孟秋(七月)仲秋(八月)季秋(九月)孟多(十月)の月に行なうことになっており、多期に限定される譯ではないが、概ね農閑期である。これらの諸規定が秦漢期の現實的な徭役徴發時期と密接な關連をもつものであることは充分推定できるのである。

しかし、更徭徴發が農閑期にのみ限定されていたかというと、それには疑問がある。それは例えば田律にみられるような、道路の定期補修の時期以外においても、道路不通になった時は卽刻、これを補修しなければならないような場合だけではない。特に國家支配の維持に關わる勞役において、卽ち、前揭の秦簡にみえた皂者(牛馬の飼育者)の場合などは、特定の時期のみではなく、當然、年間を通じて交代就役したと考えねばならない。又、漢代においても、例えば前漢武帝期以後の鹽鐵專賣制施行下での狀況について、元帝期の貢禹の上書に「今、漢家、錢を鑄、及び諸の鐵官、皆吏卒徒を置き、

山を攻めて銅鐵を取り、一歳の功、十萬人已上」（『漢書』巻七二貢禹傳）とあり、國家の鑄錢事業や鐵官に、徒（刑徒）と共に多くの卒が配されたのであるが、この卒が更卒であることは、既に多くの論者により指摘されてきたとおりである。これらの勞役は年閒を通じて行われるものであることが明らかであり、從って更徭は制度上、國家が年閒を通じて常時、必要な勞働力を確保できる體制になっていたと考えねばならない。

そこで改めて更徭の就役方式についての前掲、律說の規定「後、尉律に從い、卒、踐更すること一月にして、休むこと十一月なり。」をみると、これは年閒を通じての交代就役を前提とした規定であり、農閑期に必要に應じて適宜徵發するという方式ではあるまい。卽ち具體的には、年閒十二箇月において、更徭の賦課對象となる成年男子が十二のグループ（組）に分けられ、彼らが順次、一箇月づつ交代で就役する、という方式がとられたものと推定できる。

もっとも時期により、必要とされる勞働人員數は異なり、一般民の側も農閑・農繁期のいずれであるか、戸の貲產額や戸內の成年男子の多寡等によって條件は異なる譯であるから、徵發時期や先後關係等の決定にあたっては、負擔の平均化がはかられる必要があったであろう。秦簡、爲吏之道に官吏の常用語を擧げる中に「繇、賞罰を均しくす」（六八二簡、二八五頁）とあるのをはじめ、その後、兩漢を通じて、鄉から郡國に至る各レベルにおいて、徭役負擔の均等化がはかられ、又官吏の職責として強調されているが[28]、それは具體的には上述のような內容を意味するものであったと推定される。

(二) 更徭の賦課對象

次に更徭の賦課對象者について檢討してみよう。まず漢代については、この點を明記した史料はなく、從來の研究において(1)兵役負擔義務期閒內にある者を對象とすると解する說[29]、(2)算賦負擔義務期閒內にある者を對象とすると解する說[30]、の二つの說が示されていた。

漢代の兵役負擔義務期閒については濱口氏が、當時の史書にみえる「傳」字に「兵籍に附ける」或は「兵役を課する」

意で用いられる場合のあることを指摘した上で、まず景帝二年に二十歳を徴兵適齢と定め（『漢書』巻五景帝紀、二年條）、その後、昭帝の始元年間頃までに二十三歳適齢、五十六歳出役と改め（『鹽鐵論』未通篇）、これがその後、後漢にかけてほぼ定制となったことを解明されており[31]、その後、通説的位置にある。一方、算賦（口算）は漢初以來、兩漢を通じて、十五歳から五十六歳までの成年男女を對象とし、毎年一算（一二〇錢）を賦課したと解するのが一般的な説である[32]。

ここでまず(1)説では、その重要な論據である『漢書』巻一上高帝紀、二年五月條「蕭何發關中老弱未傅者悉詣軍。」の顔師古注「傅とは著なり。名籍に著け、公家の徭役に給するを言うなり。」により、傅籍によって兵役と共に徭役義務が生ずると解するのであるが、漢代を通じてそのように解してよいかどうか疑問がある。

(2)説では西田太一郎氏が、『説文解字』貝部、賈の字に漢律を引いて「漢律に、民の繇せざるは（民不繇）、賈錢二十二[33]」とあり、この二十三錢は段玉裁注に指摘するように、七歳から十四歳の民に課される口錢（口賦錢）と考えられ、これが「不繇」とされていることから、徭役（更卒）義務は十五歳以上の丁男に課された[34]、と解していた。又、山田勝芳氏も湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土竹簡（この竹簡についての私見は後述）や『鹽鐵論』未通篇に「御史曰わく、古は十五にして大學に入り、小役に與かる。二十にして冠して成人し、戎事に與かる。」とあり、古制に假託されているが、二十歳以後の兵役負擔が景帝二年以後、武帝期にかけての現實の制であったと推定されることから、十五歳以上の小役（徭役）負擔という御史の言も現實をふまえたものと解されること、などにより徭役負擔開始年齢を十五歳と解している[35]。

私見では(2)説のように解するのが妥當と考えるが、さらに史料を補足しておこう。武帝期に設置された太學における博士弟子の入學資格について、公孫弘の奏請に

博士の官の爲めに弟子五十人を置き、其身を復せん。太常は民の年十八已上にして儀狀端正なる者を擇びて、博士の弟子に補せん。（『史記』巻一二一儒林列傳序）

とあり、この「其身を復」すとは徭役免除の意[36]である。當時、兵役は景帝二年以後の制を繼承して二十歳から賦課されて

いたとみられるが、ここで十八歳以上の博士弟子を對象として徭役免除が規定されているのは、徭役（更徭）義務が十五歳以上の成年男子に課されていたためではあるまいか。又、郡國學の場合においても、景帝の末、蜀郡太守文翁が成都に設立した學官について「招下縣子弟以爲學官弟子、爲除更繇。」（『漢書』卷八九文翁傳）とあり、後漢の光武帝期に武威太守となった任延が「又造立校官、自掾史子孫、皆令詣學受業、復其徭役。」（『後漢書』列傳六六任延傳）とあるように、弟子に對し徭役（更徭）免除の措置がとられたのであるが、漢代において、弟子など諸生の遊學は大體十五歳から二十歳の間において開始されたとみられるので[37]、更徭は十五歳以上の成年男子を對象として賦課されていたと解するのが自然であろう。

次に、遡って戰國から統一期の秦における徭役賦課對象についてみておこう。戰國秦においては、秦簡、法律答問に「可（何）をか『戶を匿』し及び『敖童傳せず』と謂う。戶を匿して繇使せず、戶賦を出さしめざるの謂なり。」（五三五簡、二二二頁）とあり、傳（傳籍）された時點以後生ずる基本的負擔は、成年男子の場合、戶賦（人頭稅）と徭使（徭役）であったと考えられる。又同時に、兵役も傳籍された成年男子を對象に課されたとみられるので[38]、當時、戶賦・徭使・兵役の負擔期間は傳籍の時點から老（免老）に至るまで、一致していたと推定される。戰國秦における傳籍[39]の時點については、(1)年齡を基準にしたと解する說（十七歳說が有力である）、(2)身長を基準にしたと解する說（男子の場合、六尺五寸說、七尺說など）があり、(2)說では始皇十六年九月の「初めて男子をして年を書せしむ」（『史記』卷六秦始皇本紀）とある措置によって年齡基準に切り換えられたと解されている。今、傳籍について詳論する餘裕がないが、(2)說のように解するのが妥當であるように思われる。但し始皇十六年の切り換え以後、何歳で傳籍されることになったかは必ずしも明らかでない。漢代ではその當初から、十五歳以上の成年男子を對象に更徭義務を課したであろうことは前述したとおりであるが、思うに秦制においても、統一を目前にして多數の兵役・徭役徵發を要した時期である始皇十六年以降、傳籍年齡は十五歳とされており、漢はその制を繼承したのではあるまいか。卽ち十五歳傳籍の時點以後、戶賦（漢代の算賦）負擔、男子の場合さらに徭役

或いは兵役義務が生ずるのが、始皇十六年以降、漢初にかけての制であったと推定されるのである。

漢代において算賦・徭役義務と兵役義務の開始年齢が乖離してきたのが、漢の景帝二年の「天下に令し男子年二十にして始めて傅せしむ。」(『漢書』巻五景帝紀)とある改制によってであろう。この「傅」は濱口氏の指摘のように「兵籍に附ける」意であり、この時點から兵役義務が算賦・徭役義務開始年齢と切り離され、二十歳以上の男子を對象とすることになり、さらに昭帝の始元年間までに二十三歳傅籍に輕減されたのである。

以上、戰國秦以後、漢代において更徭は戸賦・算賦負擔義務期間内にある成年男子を對象として賦課されたと考えてきた。

これに對し最近、當時の徭役(更徭)賦課對象を算賦と同樣、成年男女と解する説(40)が出されている。そこで次に女子徭役(更徭)義務の有無を中心に、この説を檢討してみよう。

この説の主要な論據はまず、湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土の、景帝初年のものとみられる竹簡で

鄧得二　任甲二　宋財(?)二　野人四・凡十算徒一男一女・男野人女恵(41)

という書式をもつ一群の簡である。ここでは算という單位で數えられる男女(十五歳以上の成年男女と推定される)が十人で一組を構成し、そのうち二人(一男一女)が「徒」されている。「徒」字は「遣」と釋讀する説もあり、必ずしも一定しないが、何らかの徭役に徵されたものとみて、官は十五歳以上の成年男女に對し、この算を基準に算賦と徭役を賦課した、と解されているのである。又、『九章算術』巻三衰分にも「今、北鄉の算八千七百五十八……有り。凡そ三鄉、徭を發すること三百七十八人。算數の多少を以て之れを衰出せんと欲す、問う各々幾何なるかと。答えて曰わく、北鄉は一百三十五人……を遣り、……。」とあり、同じく算を基準に徭役徵發を行う例題がみられる。

しかし、これらは何らかの徭役徵發に關する内容とみなし得るとしても、それを更徭と解することには疑問がある。

まず前揭、『漢書』巻六四下賈捐之傳に「至孝文皇帝……民賦四十、丁男三年而一事。」とあり、更徭の負擔者は明確

に「丁男」とされており、(42) 十五歳以上の成年女子が恒常的な更徭義務の對象とされていたとは思われない。

次に、鳳凰山十號漢墓竹簡の記載に卽していえば、ここで十人一組をなす成年男女が、二人（一男一女）ずつ順次更徭に交代就役するものと假定した場合、かかる組編成の下では、男女の年閒更徭日數は平均で七二日閒となるのであるが、こうした更徭義務日數を裏付ける記事は存在しない。

それ故、この竹簡を更徭徵發に關する記錄とみることは妥當でなく、それとは區別される種類の徭役徵發に關するものとみるべきであろう。同じく『九章算術』にみえる例題も更徭とは別の、臨時の徭役徵發に關するものと考えるべきであろう。しかし同時に、これら各種徭役が更徭や算賦と同樣、十五歲以上の者を對象に賦課されたと推定されることは、注意しておいてよいことであろうと考える。

(三) 更徭の運營とその變化

ここでは更徭の徵發權と就役の場、及びそれらの變化について檢討してみたい。この點について顏師古は前揭、『漢書』食貨志の董仲舒の上言での注において「更卒、謂給郡縣一月而更者也。」とし、郡縣により徵發され郡縣內の勞役に從事すると解していた。これに對し濱口氏は同じく前揭、律說に「卒踐更者、居也、居更縣中……」とあることから、更卒は原則上各自在貫の縣內における土木事業等に從事するものと解した。(43)

この兩說のうちでは今日まで、顏師古注に從う解釋が一般的であった。しかし、前述したように秦簡、徭律の規定などから知られる戰國秦における更徭は、縣により徵發され、縣內の諸勞役に從事するものであったのであり、それが秦漢代に繼承されたと考えられる。從って律說に言う所はその點で、更徭の本來的なあり方を示しているといえよう。

それでは戰國秦から漢初における、郡と徭役との關わりは如何なるものであったか、この點についてみておこう。

この點に關する記錄は乏しいが、例えば戰國秦においては昭襄王の頃の蜀守李冰による蜀郡內の治水利事業が著名で

あり、「蜀守冰（李冰）、離碓を鑿ち、沫水の害を辟け、二江を成都の中に穿つ。」（『史記』巻二九河渠書）とある。文中、沫水の水利工事の勞働力については『華陽國志』巻三蜀志に「冰、卒を發して溷崖を鑿平し、水道を通正す。」とある。又、前漢では文帝十二年冬十二月、黄河の堤防が東郡で決壊した際のことを述べて「河、酸棗に決し、東のかた金隄を潰る。是に於いて東郡、大いに卒を興して之れを塞ぐ。」（『史記』巻二九河渠書）などの例がある。これらは記事が簡略で、卒の性格（兵士〈士卒〉、或いは徭役の卒）が明らかでないが、李冰の治水水利事業の場合、前述したように當時、更徭徴發權は縣に屬しており、又かかる大規模事業が通常の更徭徴發によるものとは考え難い。これは恐らく中央政府（秦王）の認可・命令の下に兵士徴發、或いは縣を超える範圍における臨時の中央的徭役徴發が行われ、郡守は中央的徭役の、地方における工事責任者の位置にあったのではあるまいか。又、文帝期の黄河堤防工事も、武帝期以後における同種の臨時的大規模工事が概ね中央政府の管轄事業として實施されている例[44]に照らせば、東郡守についても李冰の場合と同様の性格が推定される。

このように當時、郡の長官は一郡内の更徭徴發權自體を掌握している譯ではなく、中央的徭役の、地方における責任者の位置にあったと推定されるのであり、ここに當時の郡の、中央の出先機關としての性格が現れていると考えられる。

これに對し、前漢武帝期に至ると、郡太守が更徭自體の徴發に關與する例がみえてくる。次に例を擧げてみよう。

『鹽鐵論』禁耕篇の文學の言に「故、鹽冶の處は、大較皆山川に依り、鐵炭に近く、其勢い咸遠くして作、劇し。郡中の卒の踐更する者（郡中卒踐更者）は、多く勘（地）えずして、責て庸を取りて代わらしむ。」とあり、同じく水旱篇に賢良の言として「卒徒の作、程に中らざれば、時に命じて之れを助けしむ。發徴限り無く、更繇以て均しく劇し。故に百姓之れに疾苦す。」とある。ここでは武帝期の鹽鐵專賣制施行に伴い、鐵官管理下での諸勞役に郡中の更卒が動員されていること、又、以前に比べ更徭の實役徴發が頻繁になり、就役地が僻遠の地域であることに加えて勞役内容も苛酷であることから、民の間にこれを忌避する傾向が進んだことが示されている。

ここでまず次の二點を指摘したい。第一は「郡中卒踐更者」とあることから、武帝期において、更徭の徵發に郡が關與するようになったのではあるまいかという點。第二にこれと關連して、更卒の就役すべき者が代役人をたてる（雇人代役）、或いは免役錢（更賦・過更錢）を納めて實役徵發を免れる傾向が進んだのではあるまいか、卽ち官の側からいえば、實役徵發を主とするあり方から、雇傭による勞働力調達を主とするあり方へと大きく轉換してゆく劃期が、武帝期頃に求められるのではないか、という點である。

第一の點から今少し詳しく檢討してみよう。武帝の元狩四年以後の專賣制下において、鐵官は鐵を產する郡に一箇所或いは數箇所設置され（『漢書』卷二八地理志）、中央の大農令（大司農）に直屬し、鐵を產しない郡には小鐵官が置かれ、在所の縣に所屬した（『史記』卷三〇平準書）。かかる鐵官管理下での採掘、鑄造等の諸勞役に更徭が充てられたのであるが、「郡中卒踐更者」と表現されるのは、郡を單位として更卒が徵發されたこと(45)を示すものであろう。つまり、更徭徵發權は從來の縣から、武帝期頃を劃期として郡（國）に移り、縣はその下での實務執行機關化していったのではないかと考えられるのである。こうした更徭をめぐる郡と縣の關係を示すものとして、時期は下るが後漢、桓帝期の南陽郡府と郡治である宛縣の公文書を刻した張景造土牛碑(46)（一九五八年、河南省南陽市出土）をみてみたい。次にその前半部分を擧げよう。

1 府 告宛。男子張景記言。府南門外、勸農土牛
2 調發十四鄉正、相賦斂作治、幷土人犂耒艹蘆屋、功費六十(七?)
3 十萬。重勞人功、吏正患苦。願以家錢義作土牛上瓦屋櫚楯
4 什物。歲歲作治、乞不爲縣吏列長伍長徵發小繇。審如景言。
5 施行、復除傳後子孫、明檢匠所作、務令嚴。事畢成言。會廿四
6 府君教。 大守丞印。延熹二年八月十七日甲申起

以下、宛令の右丞が縣內の擔當部局にこの實施を命じた文書等が續いている。文中、勸農の土牛とは、毎年立春の日に

土牛・耕人などを郡縣の城門外に置いて、民に勸農の意を示す農耕儀禮で、兩漢を通じて行われたものである。文の内容は宛縣の張景という人物が郡府に申し出た内容の處理をめぐるもので、府の南門外（郡府の置かれた宛縣城の南門外）に置かれる勸農の土牛等の製作にあたって、従來縣内の十四鄉の鄉正（鄉吏と里正）[47]を通じて賦斂（錢の臨時徴收）・作治していたが、その製作費用が巨額であり、人々の勞役負擔も重いものであったので、鄉吏・里正は苦しい立場にあった。そこで張景は家錢により土牛等を義作することとし、毎年の作治にあたっては今後、縣吏・列長（市の列肆の長）[48]・伍長を通じて賦課されていた小繇を徴發することのないよう、郡府に願い出たので、郡府ではこれを認可し、張景に對し子孫に至るまでの復除の特權を與えると共に、申し出内容の嚴格な實施についてのチェックを宛縣に命じたものである。

この文によれば、従來、土牛等の製作は宛縣の責任において行われていたが、その勞役には「小徭」が充てられていたらしい。この「小徭」の語は他に、曹魏の黄初年間に京兆太守となった顔斐について「又起文學、聽吏民欲讀書者、復其小徭」（『魏志』卷一六倉慈傳注引『魏略』）とある例が知られており、これについて山田勝芳氏[49]は、前掲『鹽鐵論』未通篇に「古者十五入大學、與小役」とある「小役」と同義で更役（更徭）の意と解しているが、従うべきであろう。顔斐の記事は郡國學の弟子に對し更徭免除を行った漢代以來の傳統を繼承したものとみられる。次に、文の四行目に列長が小徭徴發に關係しているのは、徴發對象が市の手工業者に及んでいたためで、五行目にみえる匠（工匠）がそれにあたるであろう。匠は土牛等の製作の技術的指導者として關わっていたのであろう。そしてこの勞役は従來の、一般民・工匠を含めた更徭の實役徴發という形態から、今後は張景の家錢による雇傭勞働へと切り換えられることになると推定される。

この文でまず注意すべきは、小徭（更徭）に關する申請がまず郡府に對してなされ、そこでの決定が縣に下達されていることである。即ち更徭は縣を基礎單位として徴發されているのであるが、徴發權自體は上級機關である郡（國）に掌握されていたとみられるのであり、縣はその下部執行機關であったと考えられる。

こうした郡國による更徭徴發權の掌握が確認されるのが、前述のように前漢武帝期なのであり、それは一方でその後、

宣帝・元帝期から後漢にかけて、郡國守相を主體とする郡國内の田土開發、水利事業などを含めた勸農政策[50]が展開される前提を準備するものであったといえよう。

次に、先に擧げた第二點、卽ち雇人代役、或いは免役錢徵收の進展についてみてみよう。前述したような、郡國を單位とする廣域的な更徭徵發權の成立は、一方で前揭『鹽鐵論』の記事にみられたように、民が就役を忌避する動きを生み、他方、官は免役錢徵收により自由に必要人員を雇傭する傾向を強めたと推定される。更徭は官に徵發の必要がない場合もあり得るから、免役錢にあたるものは制度發足の當初から存在したであろうが、免役錢（更賦・過更錢）徵收が大きく進展するのは武帝期以後と考えられる。「更賦」の語の史料上の初見は武帝沒後、昭帝期の「三年以前の逋更賦の未だ入らざるものは、皆收むる勿からしむ。」（『漢書』卷七昭帝紀、元鳳四年正月條）とある詔であるが、その背景にはこうした狀況の進展が推定される[51]。

前漢後期においては、例えば成帝期の丞相翟方進が、財政不足に陷った際に各種賦稅の增收を奏請した中に「過更」錢の徵收が入っており（『漢書』卷八四翟方進傳）、又、哀帝期に鮑宣が上書して、民の「七亡」を列擧する中で「縣官、重く更賦租稅を責む、二の亡なり」（『漢書』卷七二鮑宣傳）を擧げる。さらに王莽の新では始建國元年四月の令に、漢の制を批判して「常に更賦有りて、罷癃も咸出す」（『漢書』卷九九中王莽傳）という。これらは前漢後期以降、更賦・過更錢徵收が次第に一般化すると共に、中央政府の財源としての重要性を增したことを示すものであろう[52][53][54]。

その後、後漢における徭役の免除例をみると、光武帝期には「詔して濟陽（縣）の二年の徭役を復す」（『後漢書』卷一上光武帝紀、建武五年條）など一般に「徭役」と表現されているが、これは實役徵發の本來的あり方に復歸しようとする光武帝の意志を示すものであろう。しかし次の明帝以後になると、「徭役」の例もない譯ではないが、一般的には「更賦」「過更」「更」と表現されており、免役錢の徵收が一般化したことが窺われる。

こうした中で、前述した前漢後期以降の、郡國守相を主體とする郡國内の田土開發等の土木事業にあたっても、次第に

雇傭勞働力による場合が多くなっていったであろうことが推定される。例えば後漢初の建武年間に汝南太守となった鄧晨が、許楊を都水掾に任じて郡内の鴻郤陂を修復しようとした時、「初め、豪右大姓、陂役に因縁して、競いて在所を壅蔽せんと欲す」（『後漢書』列傳七二上許楊傳）とある。ここで豪右大姓が陂役に因縁して土地の獨占をはかっているのは、好並隆司氏の指摘のように、當時、雇傭勞働力を編成する上で、彼らが重要な役割をはたしていたからであろう。(55) そして雇傭による勞働力編成は、前漢中期以降の階層分化の擴大に伴い、廣汎に存在した貧民層に就業の機會を與えるという意味でも、當時の狀況に適合的であったと考えられる。

㈣ 更徭の性格

濱口説では、更卒義務（更徭）は唐代の雜徭に比すべき地方的徭役と解されていた。次にこの更徭の性格について、上述の檢討結果をふまえながら、私見を提示してみたい。

更徭は前述したように、本來は縣、後には郡縣により徵發され、縣内・郡縣内の諸勞役に充てられるものであり、その意味で地方的徭役としての側面を持つといえる。しかし、更徭には他の、異なる側面もあるのである。

まず戰國秦では、秦簡の徭律、青川縣出土の田律などにみられたように、更卒による縣内の定期的勞役については、その勞役内容・時期が律によって規定されており、又、工事に要する日數などについて上級機關による嚴格な監察が行われていた。それ故、縣の長官の自由裁量による使役の餘地は甚だ限定されていたと考えられる。さらに縣が臨時の大規模徭役（更徭の變役としての「大徭役」）を徵發する必要がある場合には、上級機關への上申と認可を要するのであるから、統制は一層、強いものとなったのである。

次に勞役内容においては、秦簡、徭律に、縣が中央官府に直屬する禁苑・公馬牛苑に對し、徒（更卒）を徵發して塹壕・墻垣等の造成・補繕にあたる規定があった。又、漢代では前述のように、武帝期以後の專賣制下における鐵官管理下での

諸勞役に更卒が廣範に動員されたが、この收益は勿論、大農令（大司農）に歸屬して國家財政の重要な財源を構成する譯である。それ故、こうした更徭は中央政府のための中央的徭役としての側面をも持つものであったと考えねばならないであろう。

こうした側面は同じく武帝期の、郡國を單位とする臨時の大規模徭役の諸例においても強く現れている。例えば河東郡太守番係の上言を武帝が裁可し、卒、數萬人を徵發して造成工事が行われた河東の渠田の例（『史記』卷二九河渠書）、又、張卬を漢中太守に任じ、數萬人を徵發して褒斜道を作らしめた例（同右、河渠書）などはいずれも郡太守を工事責任者とし、(56)郡内の卒を徵發して行われているが、この數萬人に及ぶ卒の徵發は當時、郡太守に徵發權が握られていた郡内での更徭の變役（郡單位での「大徭役」）によるものと推定される。こうした臨時の大規模徭役は、天子の裁可・詔を通じて發動され、内容的にはいずれも中央政府の財政的需要をみたすための中央的徭役としての性格を強く持つものである。

以上の檢討により、更徭は元來、單なる地方的徭役ではなく、同時に中央政府のための中央的徭役としての性格をも併せ持つものであり、この二つの性格が未分化な狀態にあるものであったと考えられる。

さらに前述したように、前漢後期以降、更徭の實役徵發に代わる、免役錢徵收が次第に一般化してくる。この免役錢は地方官府における雇傭の財源となる他、中央政府の重要な財源(57)としての位置を高めてゆく傾向にあり、それは後漢代においてさらに進んだと考えられるのであるが、こうしたことは更徭の中央的徭役としての側面(58)を強めてゆくことになるであろうことが推定される。

三　中央的徭役と雜役について

(一)　中央的徭役

中央的徭役は中央諸官府によって管轄される臨時的徭役である。濱口氏は漢代の將作大匠の管轄する宮室・陵園等の土木工事について詳細な検討を加え、その勞働力は刑徒を主とし、大工事の場合、更に一般庶民の徵發が行われたことを指摘した。(59) そこで次に、將作大匠管轄下の工事例も含めて、中央的徭役の特徵やその變化についてみてみよう。

例えば秦代では、趙高の李斯に對する言に「今、上（二世皇帝）、急に益々繇を發して阿房宮を治め……」（『史記』卷八七李斯列傳）とあり、漢代に入ると惠帝期の長安城の築造について

三年、春、長安の六百里內の男女十四萬六千人を發して長安に城く、三十日にして罷む。（『漢書』卷二惠帝紀）

とあり、同じく惠帝の五年、春正月にもほぼ同內容の徵發が行われている（同右）。この記事から窺われるのは、まず、こうした臨時の中央的徭役は本來、正月など農閑期に徵發すべきことが建前とされていたであろうことであり、次に、女子も徵發されているように、更徭とは異なる徵發方式がとられていることである。(60)

この後者の點で共通するものとして、他に軍事に伴う軍糧等の轉輸の徭役を擧げることができる。幾つか例を擧げてみよう。前漢武帝期の嚴安の上書に、秦始皇の時の胡・越との戰いを述べて

兵を無用の地に宿め、進みて退くを得ず。行なうこと十餘年、丁男は甲を被り、丁女は轉輸し、苦しみて生を聊んぜず……。（『漢書』卷六四下嚴安傳）

とあるのをはじめ、秦滅亡後の楚漢抗爭期には「丁壯苦軍旅、老弱罷轉餉。」（『漢書』卷一上高帝紀、四年十月條）とあり、武帝期には閩越遠征をはかる帝に對し、淮南王安が上書して遠征の不利を說く中で「丁壯從軍、老弱轉餉、居者無食、行者無糧。」（『漢書』卷六四上嚴助傳）として反對している。又、後漢でも和帝期に何敞が、西羌との戰亂下にある涼州の狀況を述べて「涼州緣邊、家被凶害、男子疲於戰陳、妻女勞於轉運」（『後漢書』列傳三三何敞傳）とある。

これらはいずれも戰時における、臨時徵發を含めた兵士動員と共に、それに伴って徵發される臨時的徭役であるが、こうした徭役においては老弱（老者と未成年者）や女子（丁女）をも含めて徵發對象とされる場合があったのである。『鹽鐵

論』未通篇に、文學が御史の言に反論する中で、

今、五十已上、六十に至るまで、子孫と與に輓輸に服し、並びに繇役を給するは、養老の意に非ざるなり。

と述べているが、これは本來の更徭義務（五十六歲まで）を終了した、六十歲に至るまでの老者が、前述したような輓輸等の徭役に徵發されている當時の狀況を批判したものと解すべきであろう。

次に同じく中央政府の管轄下に行われた大規模黃河治水工事の例についてみておこう。この工事の擔當者・勞働力の性格等については、近年の諸研究[61]により解明が進んでいるが、今、勞働力の性格が窺われる記事として、成帝期の河平三年における黃河治水工事の例を擧げてみよう。この年、黃河が平原郡で決壞し、濟南・千乘郡に流入したため、中央から光祿大夫の王延世、丞相史の楊焉らを派遣し、治水工事を擔當させたが、六箇月で工事が完成した後、「復た延世に黃金百斤を賜う。治河の卒の平賈を受くるに非ざる者は、爲に外繇六月と著わす。」（『漢書』卷二九溝洫志）という處置がとられた。ここでは治河の卒が(1)平賈（公定賃金）を受取る雇傭勞働者と、(2)外繇六箇月の就役に代替する措置がとられた者、の二つの部分から成っていたことが知られる。このうち(2)の部分は、本來外繇（戍邊）義務を持つ兵士が徵發されたものであることが明らかである。(1)は、(2)と區別され、且つ雇傭されているのであるから、兵役義務を持つ兵士ではなく、かつては中央的徭役として徵發された民の部分であり、それが當時の雇傭制の進展により、雇傭勞働化したものであろう。かかる中央的徭役の雇傭勞働化は同じく成帝期の昌陵營作においてもみられ、その勞働力について「昌陵は卑きに因りて高きを爲し、土を積みて山と爲し……卒徒工庸、鉅萬を以て數え……」（『漢書』卷七〇陳湯傳）とある。ここで「卒」は徭役徵發をうけた者であり、「庸」は平賈を支給される雇傭勞働者であろう。なおここで勞働の對價を受ける「庸」が存在することは、他方、「卒」などもそれに相當する、稅役の免除措置を受けていたであろうことを推定させる。卽ち先に擧げた黃河治水工事等をも含め、臨時の中央的徭役徵發にあたっては、民の基本的稅役負擔の一部（或いは全部）が免除されるというのが本來のあり方であったのではあるまいか。もっとも前述したように中央的徭役徵發においては、その賦課

對象は成年男子のみでなく、必要に應じて老弱・婦女子に及ぶ場合があったのであるが、そうした場合においていかなる代償措置がとられたか明らかでない。

(二) 雜　役

雜役は本來、縣（後には更徭と同様、郡縣）の長官によって、必要に應じ臨時に徵發され、縣內・郡縣內の諸勞役に從事するものであり、主として定期的な勞役內容に充てられる更徭を補完する意味を持つ徭役であった。秦簡、徭律では、縣內の私的勞役とみられる勞役內容に充てられた例がみえ、徵發方式も更徭と異なっていたが、次に漢代の例を擧げてみよう。

漢代において雜役が充てられたとみられる勞役に、地方の長吏の送迎に伴う臨時の徭役がある。例えば武帝期に朱買臣が會稽太守として赴任した際

> 會稽、太守且に至らんとすと聞きて、民を發して道を除い、縣吏並びに送迎し、車は百餘乘。吳（郡治の吳縣）の界に入り、其故妻・妻夫の道を治むるを見る。（『漢書』卷六四上朱買臣傳）

とある。この新任太守を迎える際の道路整備の勞役に女子も動員されているのは、それが更徭とは異なる徵發方式による徭役であることを示すものであろう。又、後漢末、靈帝期の陸康について

> （陸康）高成（勃海郡高成縣）の令に除せらる。縣は邊垂に在り……、長吏新たに到るときは、輒ち民を發して城郭を繕修せしむ。康至りて、皆罷め遣る、百姓大いに悅ぶ。（『後漢書』列傳二二陸康傳）

とある。さらに、やや特殊な例であるが、後漢初の光武帝期に衞颯が桂陽太守となった時の狀況について

> （含涯など三縣は）郡を去ること遠きものは、或は且に千里ならんとす。吏事の往來には、輒ち民を發して船に乘らしめ、名づけて傳役と曰う。一吏の出る每に、徭、數家に及び、百姓之れに苦しむ。（『後漢書』列傳六六衞颯傳）

とある。この三縣は武帝期に內屬し、その後も通常の租賦負擔が免除されていた特別地域であるが、この「傳役」も郡縣によって賦課される臨時の雜役の一種であろう。

このように雜役は道路・城郭の臨時の修繕、官吏の往來に伴う勞役など、雜多な內容の臨時的な諸勞役に充てられたとみられる。しかし、更徭の枠外にかかる徭役形態が設定されたことは、徵發權を握る地方官の運用次第では、恣意的性格のものとなる可能性があったと考えられる。宣帝の詔に、吏が「或いは擅に繇役を興し、廚傳を飾り、過る使客に稱い、職を越え法を踰え、以て名譽を取るは（中略）豈に殆からずや。」（『漢書』卷八宣帝紀、元康二年五月條）とあり、又、鮑宣が哀帝への上書で、前揭の「縣官重責更賦租稅、二亡也。」と區別して「苛吏繇役して、農桑の時を失わしむ、五の亡なり。」（『漢書』卷七二鮑宣傳）を擧げているのは、こうした地方官による恣意的な雜役徵發を意味しているのではあるまいか。

なお、この鮑宣傳の文や、遡っては秦簡、爲吏之道にも「事を興すに時ならず」（七二〇簡、二八六頁）の語がみえていることから、雜役も中央的徭役と同樣、原則として農閑期に徵發すべきこととされていたであろうことが窺われる。

以上、各種の徭役形態について檢討してきたが、最後に、後漢末期における徭役をめぐる狀況をみておきたい。最近出土した甘谷漢簡[62]（一九七一年、甘肅省甘谷縣出土）は後漢末、桓帝の延熹二年に州郡に班布された詔書をその內容としている。この第五簡に、成都に居住する漢の宗室で復除の特權をもつ劉囧、劉震が方□（闕？）（宗正府？）に至り、その特權の侵害を訴える中で、鄕縣の吏が本來稅役免除である彼らから「更（更賦）算（算賦）道橋錢」を徵收したことが擧げられている。ここで「更」（更賦）と區別された「道橋錢」とは道路橋梁の修繕・建造の勞役の免役錢[63]と解してよいであろう。又、この後に「役使して土業に安んずるを得ざらしめ、□於□民。」の文が續き、これは一般民の役使に關する內容とみられるので、宗室などは免役錢を納入し、一般民は役使されたとみてよいかもしれない。ともあれ、ここから窺われるのは、本來、更徭、或いは更賦を財源とする雇傭勞働により行われるべき道橋の修繕等が當時既に行われず、郡縣により徵發さ

れる他の徭役（雑役とみてよいであろう）を以て充てられ、就役しない者からは道橋錢を徴収したであろうということである。ここに、更賦が中央政府に吸収され、その重要な財源化していること、即ち地方において雇傭の財源となる部分を壓迫すると共に、更徭が本來持っていた、地域における「共同體」的勞役としての側面を消失させつつあることを窺うことができる。そしてそれは他方において、郡縣により臨時に徴發される雑役の位置を高めたであろうことも推定されるのである。後漢末における國家の「共同體」的機能の衰退と民の負擔增加の傾向は、このような形で徭役面においても現れているといえるであろう。

おわりに

本稿では戰國秦以後、漢代における諸徭役の形態區分とその性格の解明を中心的課題として検討してきた。ここで得られた結論は次のようになるであろう。

(1) 當時の徭役には、(a)中央的徭役、(b)更徭、(c)更徭の枠外の雑役、という三種類の徭役形態上の區分が認められ、さらに(d)更徭の變役としての「大徭役」があった。これら諸徭役の中で基軸的位置を占めるのは、民の基本的・恒常的負擔義務としての更徭であり、他は全て臨時的性格のものである。

(2) 更徭は戰國秦以後、兩漢を通じて、毎年一箇月の就役義務が一般的であり、賦課對象となる成年男子が十二の組に分けられ、年間を通じて交代就役する方式がとられた。なお、更徭と算賦の負擔義務期間は一致していたとみられる。

(3) 更徭は本來、縣により管轄・徴發され、縣内の主に定期的諸勞役に充てられるものであったが、前漢武帝期頃には郡國守相に徴發權が握られ、郡國を單位とする更徭徴發の體制が成立した。一方、それと共に實役徴發に代わり、免役錢（更賦・過更錢）徴收と、官による雇傭勞働化が進んだ。更徭は元來、地方的徭役と中央的徭役の兩側面を持っていたが、前漢後期以後、後漢にかけて、免役錢徴收が次第に一般化し、中央政府の重要な財源となるに伴い、中央的徭役と

しての性格を強めた。

(4) 中央的徭役は中央政府により管轄・徴發される臨時的徭役であり、就役の場は本來、縣（後には郡）の範圍を超える地點にあるものであった。就役にあたっては、民の基本的稅役負擔の一部（或いは全部）が免除されたと推定されるが、前漢後期以降は雇傭勞働化の傾向がみられる。

(5) 雜役は本來、縣（後には郡縣）の長官により必要に應じて臨時に徴發され、縣・郡縣內の比較的小規模な諸勞役に充てられるもので、更徭を補完する性格を持つ徭役である。後漢末においては、更徭（更賦）の中央的徭役化（中央政府の財源化）に伴い、郡縣における雜役の位置が高まりつつあった。

(6) 中央的徭役や雜役は原則として農閑期に徴發すべきこととされていた。又、更徭とは異なる徴發方式がとられ、必要に應じて老弱・女子が徴發される場合があった。

ほぼ以上の如くである。

なおこの他、定期的な租稅上供の役などについては別箇の考察が必要であり、又、各種徭役の個々の勞役內容については更に檢討すべき點が多いが、それらは全て今後の課題としておきたい。本稿は、張家山出土漢律の公表など、今後豫想される新出史料の增加と研究の進展に備えて基礎的檢討を試みたものである。

註

(1) 濱口重國(a)「踐更と過更—如淳說の批判」一九三一、(b)「『同』補遺」一九三二、(c)「秦漢時代の徭役勞働に關する一問題」一九三四、(d)「漢代の將作大匠と其の役徒」一九三六（以上ともに同氏著『秦漢隋唐史の研究』上卷、東京大學出版會、一九六六、所收）。

(2) 本稿に關わる範圍で主な研究を擧げると、西田太一郎(a)「漢の正卒について」（『東洋の文化と社會』一、一九五〇）、(b)「漢の正卒に關する諸問題」（『東方學』一〇、一九五五）。西村元佑「漢代の徭役制度」（『東洋史研究』一二—五、一九五三）。平中苓次「漢代の官吏の家族の復除と『軍賦』の負

擔」一九五五（同氏著『中國古代の田制と稅法』東洋史研究會、一九六七、所收）。米田賢次郎(a)「漢代徭役日數に關する一試論—特に『三十倍於古』について—」（『東方學報』京都、二七、一九五七）、(b)「秦漢帝國の軍事組織」（『古代史講座』五、學生社、一九六二）。伊藤德男「漢代の徭役制度について—董仲舒の上言と『漢舊儀』との解釋をめぐって—」（『古代學』八—二、一九五九）。越智重明(a)「前漢時代の徭役について」（『法制史研究』二五、一九七六）、(b)「漢六朝の稅役問題—『漢六朝史の理解をめぐって』—第六章」（『九州大學東洋史論集』六、一九七七）。山田勝芳(a)「漢代の算と役」（『東北大學教養部紀要』二八、一九七八）、(b)「後漢時代の徭役と兵役」（『歷史』六六、一九八六）。栁田昌三「秦漢時代の勞役に關する一考察—『史記』孝景本紀「男子二十而得傅」の檢討を中心として—」（『立命館史學』三、一九八二）。藤田勝久「前漢の徭役勞働とその運營形態」（『中國史研究』八、一九八四）など。

一方、近年の中國における研究は多數にのぼるが、一九八〇年以後における主要なもののみ擧げると、高恆「秦律中的徭・戍問題」（『考古』一九八〇—六）。錢劍夫「試論秦漢的〝正卒〟徭役」（『中國史研究』一九八二—三）。黃今言「西漢徭役制度簡論」（『江西師院學報』一九八二—三）なお黃氏のその後の研究は、同氏著『秦漢賦役制度研究』（江西教育出版社、一九八八）第七章に體系的に整理されている。張金光「秦自商鞅變法後的租賦徭役制度」（『文史哲』一九八三—一）。宋傑「〝九章算術〟記載的漢代徭役制度」（『北京師範學院學報』一九八五—二）。黃侃明「漢代供役年齡的變化」（『中國史研究』一九八五—二）。高敏(a)「秦漢徭役制度辨析（上・下）」（『鄭州大學學報（哲社版）』一九八五—三、一九八六—四）、(b)「秦漢的徭役制度」（『中國經濟史研究』一九八七—一）。羅慶康「試論西漢徭役制度的特點」（『中國社會經濟史研究』一九八五—四）。施偉青「關於秦漢徭役的若干問題—與錢劍夫同志商榷—」（『中國史研究』一九八六—二）。孫言誠「秦漢的徭役和兵役」（『中國史研究』一九八七—三）。胡大貴・馮一下「試論秦代徭戍制度」（『四川師範大學學報（社科版）』一九八七—六）など。

（3）濱口重國、前揭註(1)、(c)論文、並びに「漢の徵兵適齡に就いて」一九三五、（同氏著前揭註(1)書、所收）參照。

（4）江陵張家山出土の漢律に、徭律がふくまれていることが報ぜられている。張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」（『文物』一九八五—一）。

（5）以下の秦簡の引用にあたっては、雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一）の簡番號と、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（平裝本）（文物出版社、一九七八）の頁數を記す。

（6）これに對し、徵發に應じなかった民の處罰規定は法律答問「不會、治（笞）」の條（五三簡、二二〇・一頁）にみえる。この點については高恆、前揭註(2)論文參照。

（7）前揭註(2)の張金光、高敏、各論文など參照。

（8）これらの苑が中央官府所屬であることは裘錫圭「嗇夫初探」（『雲夢秦簡研究』中華書局、一九八一、所收）二三一

頁、參照。

(9) 山田勝芳「秦漢時代の傳と年齡」(『東北大學教養部紀要』四七、一九八七)にこの點の指摘がある。

(10) 徭律の規定も禁苑等が多く存在することを前提とした內容から、元來、關中を對象に制定されたものである可能性が高い。秦律全體の性格については江村治樹「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐって」(『東洋史研究』四〇—一、一九八一)參照。

(11) 大櫛敦弘「秦漢國家の陸運組織に關する一考察—居延漢簡の事例の檢討から—」(『東洋文化』六八、一九八八)は、この效律なども例示しながら、秦漢において縣を單位とする全國的な陸運組織が形成されていたと解している。

(12) 前揭註(2)の張金光、高敏、各論文など參照。

(13) この上言についての從來の諸解釋及び私見は拙稿「秦漢の兵制について—地方軍を中心として—」(靜岡大學人文學部『人文論集』三六、一九八六)で述べておいた。

(14) 「業」は「歲」の、下文の「儒」は「傳」の各々誤りと解するのが正しいであろう。孫詒讓『札迻』卷九の說、參照。劉盼遂『論衡集解』もこれに從う。

(15) 濱口重國、前揭註(1)、(a)論文。

(16) 『睡虎地秦墓竹簡』(平裝本)註釋、三一頁、高敏、前揭註(2)論文など參照。

(17) 前揭註(2)の伊藤論文、越智(a)論文參照。

(18) 平中苓次「居延漢簡と漢代の財產稅」一九五三、(同氏著、前揭註(2)書、所收)二二三頁。

(19) 西田太一郎、前揭註(2)、(b)論文。

(20) 秦簡、法律答問の「逋事」に關する條(五三四簡、二二一頁)參照。如淳、顏師古の註でも一般に「役使」「徭役」の意に解されている。

(21) 前揭註(2)の高恆、高敏、各論文など參照。

(22) 山田勝芳、前揭註(2)、(b)論文。

(23) 當時の兵役と徭役の關係についての私見は、拙稿、前揭註(13)論文に述べておいた。なお秦簡の「戍」の意味內容については、今後更に檢討すべき點がある。

(24) 米田賢次郎、前揭註(2)論文など。

(25) 渡邊信一郎氏は當時の力役について、農民經營の社會的再生產のための社會的必要勞働としての側面と、國家による非生產的目的による剩餘勞働收奪としての側面のあることを指摘している。「呂氏春秋上農篇蠡測—秦漢時代の社會編成」(『京都府立大學學術報告』人文、三三、一九八一)。

(26) この田律については主に前半部分の阡陌制の解釋をめぐって研究が多い。原田浩「青川秦墓木牘考」(『史海』三五、一九八八)に、先行の研究史整理がなされている。

(27) 藤田勝久「中國古代の關中開發」(『佐藤博士退官記念中國水利史論叢』國書刊行會、一九八四)、渡邊信一郎『中國古代社會論』(青木書店、一九八六)第二章、七〇頁。

(28) 「上(武帝)曰、……令吏民勉農、盡地利、平糴行水、勿使失時。」(『漢書』卷二九溝洫志)とあるのをはじめ、鄉嗇夫については、『倫(第五倫)後爲鄉嗇夫、平徭賦、理怨結、得人歡心。」(『後漢書』列傳三一第五倫傳)とあり、縣レベ

ルでは「(王渙)初爲河内溫令、……民歌之曰、王稚子、世未有、平徭役、百姓喜。」(『華陽國志』巻十中)とあり、郡レベルでは「(張奐)復拜武威太守。平均徭賦」(『後漢書』列傳五五張奐傳)など。

(29) 吉田虎雄『兩漢租稅の研究』(一九四二、大安、一九六六)第六節をはじめ、前掲註(2)の西村・米田・越智・藤田、各論文。これらの説では、兵役義務期間内に二年或いは三年間の兵役に服し、その他の年は更卒の役に服すると解されている。この説は現在の中國においても主流をなしている。

(30) 前掲註(2)の西田・平中・山田、各論文。山田説は他に前掲註(9)論文をも參照。

(31) 濱口重國、前掲註(3)「漢の徴兵適齢に就いて」。

(32) 平中苓次、前掲註(18)論文。

(33) 「不繇」とは本來、徭役義務を免除されている意で、徭役義務者による非合法の「逋事」「乏徭」(秦簡、五三四簡、二二一頁)とは異なるであろう。口錢が貲(罰金)と表現されるのは、當時の意識の特質を示すものであろう。

(34) 西田太一郎、前掲註(2)、(b)論文。

(35) 山田勝芳、前掲註(2)、(a)論文。なお(b)論文をも參照。

(36) 博士弟子等、諸生の徭役免除の特典については東晉次「漢代の諸生」(『愛媛大學教育學部紀要』第Ⅱ部、人文・社會科學、一六、一九八四)參照。

(37) 東晉次、同右論文參照。

(38) これらの點は拙稿、前掲註(13)論文で檢討しておいた。

(39) 秦の傳籍をめぐる研究は多く、解釋も多岐に分かれる。最近の山田勝芳、前掲註(9)論文、中國では陳明光「秦朝傳籍標準蠡測」(『中國社會經濟史研究』一九八七―一)に、先行の研究史整理がなされている。

(40) 山田勝芳、前掲註(2)、(a)論文、並びに前掲註(9)論文。中國での研究では前掲註(2)の宋傑、施偉青、各論文。

(41) 錄文は裘錫圭「湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土簡牘考釋」(『文物』一九七四―七)による。

(42) この點は拙稿「漢代の復除について」(『東方學』七三、一九八七)で指摘しておいた。

(43) 濱口重國、前掲註(1)、(b)(c)論文。

(44) 黄河治水工事の諸例については、藤田勝久「漢代における水利事業の展開」(『歷史學研究』五二一、一九八三)、同氏「漢代の黄河治水機構」(『中國水利史研究』一六、一九八六)參照。

(45) 越智重明、前掲註(2)、(a)論文にこの點の指摘がある。

(46) 鄭傑祥「南陽新出土的東漢張景造土牛碑」(『文物』一九六三―一一)、『書道全集』二六(平凡社、一九六七)の「張景造土牛碑」解説・釋文(大庭脩執筆)參照。

(47) この「鄉正」並びに三行目の「吏正」は鄉吏と里正の意であろう。この點、山田勝芳、前掲註(2)、(b)論文參照。

(48) 「列長」は鄭傑祥、前掲註(46)論文では、鄉・亭・里の長の總稱と解するが、山田勝芳、同右論文の指摘のように、市の列肆毎の長の意であろう。

(49) 山田勝芳、同右論文。

(50) 西村元佑「漢代の勸農政策—財政機構の改革に關連して—」一九五九、(同氏著『中國經濟史研究』東洋史研究會、一九六八、所收)參照。

(51) 濱口説では更賦(過更錢)徵收は遲くとも後漢の順帝頃には一般化したと解されたのであるが、山田勝芳「王莽代の財政」(『集刊東洋學』三三、一九七五)の指摘のように、前漢後期以降、更賦を徵收することが多くなったと認めてよいであろう。

(52) 顏師古註では「更謂爲更卒也」と解するが、この場合の「更賦」或いは「更」は文意からみて免役錢の意に解される。

(53) この「更賦」の意味内容について解釋が分かれるが、濱口重國、前揭註(1)、(b)論文、山田勝芳、前揭註(51)論文の説に從い、實役代償金と解しておく。

(54) 山田勝芳、前揭註(51)論文參照。

(55) 好並隆司「漢代の治水灌漑政策と豪族」一九六五、(同氏著『秦漢帝國史研究』未來社、一九七八、所收)三八六頁。

(56) 紙屋正和「前漢郡縣統治制度の展開について—その基礎的考察—(下)」(『福岡大學人文論叢』一四—一、一九八二)は武帝時代の大規模土木事業について、その多くが中央朝廷の「直營事業」の延長として郡・國ないしはその守・相に委任されたものと解している。

(57) 免役錢(更賦・過更錢)がこうした性格のものであるとすれば、その免除・錢額の增減などは皇帝の權限に屬するものと考えるべきであろう。卽ち地方官による民の更徭・更賦の免除措置等は、帝への奏請と裁可を要するものであったと考えられる。

(58) 山田勝芳、前揭註(51)論文(六九頁及び註(14))は、更賦徵收の一般化に伴い、地方において別に隨時、實役徵發(走卒など)がなされ、後漢時代には徭役の中央的なもの(更賦錢)と地方的なもの(走卒)とが、極めて變則的な形ではあるが事實上存在していたと解している。更徭の本來的性格、走卒の理解などにおいて私見と異なる點があるが、更徭の中央的徭役化と、地方における別の實役徵發の重要化という視點には繼承すべき點があると考える。

(59) 濱口重國、前揭註(1)、(d)論文。

(60) 濱口重國、同右論文、六一二頁にこの點の指摘がある。

(61) 佐藤武敏「漢代の水利機構」(『中國史研究』四、一九六五)。好並隆司、前揭註(55)論文。藤田勝久、前揭註(44)論文、參照。藤田氏の説では、前漢においては主爵都尉、校尉など中央の官にある者が臨時に派遣されて工事を擔當し、その勞働力は軍隊に所屬する正卒などであり、軍事土木の性格を持つものと解している。

(62) 張學生「甘谷漢簡考釋」(甘肅省文物工作隊・甘肅省博物館編『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四、所收)參照。

(63) 張學生、同右論文、一〇一頁。

〔附記〕本稿は中國秦漢史研究會第四次年會(一九八八年九月、於徐州)に持參した報告準備ペーパー(「關于秦漢徭役制度的幾箇問題」、後、『秦漢史論叢』四、西北大學出版社、一九

八九、所收）に大幅に加筆したものである。

なお、本稿の校正段階で、今年度東洋史研究會大會（一九九〇年十一月三日、於京大會館）における渡邊信一郎氏の發表「漢代更卒制度の再檢討――服虔-濱口說批判――」を聞く機會を得た。そこでは更卒制度について新たな解釋が提示されたが、多岐にわたる論點に言及することは既に不可能である。いずれ改めて氏の說を全體的に檢討する機會を持ちたいとおもう。

VARIOUS FORMS OF FORCED LABOUR IN THE PERIOD OF THE QIN AND THE HAN

SHIGECHIKA Keiju

This article deals with the classification, the character and the change of various forced labour in the period of the Warring States, the Qin and the Han. At first, the forced labour in those days are classified into (a) the forced labour (yaoyi 徭役) on the central government, (b) the gengyao 更徭, (c) the odd jobs outside the limit of the gengyao, and so on. Among them, the gengyao existed as the fundamental and constant duty of the people. On the other hand, all the others as the extra characters.

The gengyao was imposed on adult men who were within a period of the obligation of the suanfu 算賦, and was in a system that they took it turns every month throughout the year. The gengyao was primarily controlled and requisitioned by the district. By the Wudi 武帝 regime in the Former Han, the right of requisition was held by a director in the commanderies and states. Hereby, in place of the actual requisition, the collect of the exemption from service (the gengfu 更賦 or the guogengqian 過更錢) was little by little generalized.

The yaoyi was controlled and requisitioned by the central government, and has a character which it was gone into commission beyond the confines of the district (later, the commandery).

The odd jobs were requisitioned as occasion calls by a director of the district (later, the commandery and the district). They were devoted to the relatively small-scale labours and have a character that they supplement the gengyao. Further, there was a case that the old, the minority and the women were requisitioned as occasion calls for the yaoyi and the odd jobs.